

令和 5 年 8 月 28 日 (月)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室長 金田 博幸

室長補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 641

報道関係者 各位

大分県最低賃金は、令和 5 年 10 月 6 日から時間額 899 円へ  
～ 現行の時間額 854 円から 45 円の引上げ ～

- 「大分県最低賃金」(現行：時間額 854 円)の改正について、本日(令和 5 年 8 月 28 日)開催された大分地方最低賃金審議会(会長 井田雅貴)において、「同年 8 月 10 日の同審議会の答申どおり決定することが適当である」旨の答申があったことから、大分労働局長(佐藤広道)は、「**時間額 899 円**」(引上げ額 45 円)とすることに決定しました。
- 改正後の大分県最低賃金(時間額 899 円)は、官報公示(令和 5 年 9 月 6 日予定)後の 30 日を経過する令和 5 年 10 月 6 日に発効することとなります。【別添資料 1～3 参照】
- 大分労働局では、管下の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と共に、改正後の大分県最低賃金の周知を図るとともに、上記の大分地方最低賃金審議会の答申も踏まえ、「業務改善助成金」【裏面及び別添資料 4 参照】について、県内の中小企業・小規模事業者の皆様に一層ご活用いただくよう合わせて周知に努めてまいります。

【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
最低賃金額	790 円	792 円	822 円	854 円	899 円
対前年度上昇率	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%	5.27%
対前年度上昇額	28 円	2 円	30 円	32 円	45 円

※大分県最低賃金は、県内の臨時・パート・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

※業務改善助成金とは・・・最低賃金の引上げの環境整備対策として、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を行う制度です。

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成します。

《業務改善助成金コールセンター》

業務改善助成金についてご不明点等は、コールセンターまでお問い合わせください。

TEL 0120-366-440 受付時間 平日 8:30~17:15

【注意事項】

- ・令和5年度の申請締切は、令和6年1月31日です。（郵送の場合は必着）
- ・本助成金は予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・業務改善助成金の内容は、今後変更となることがあります。大分労働局又は厚生労働省のホームページをご確認ください。

《添付資料》

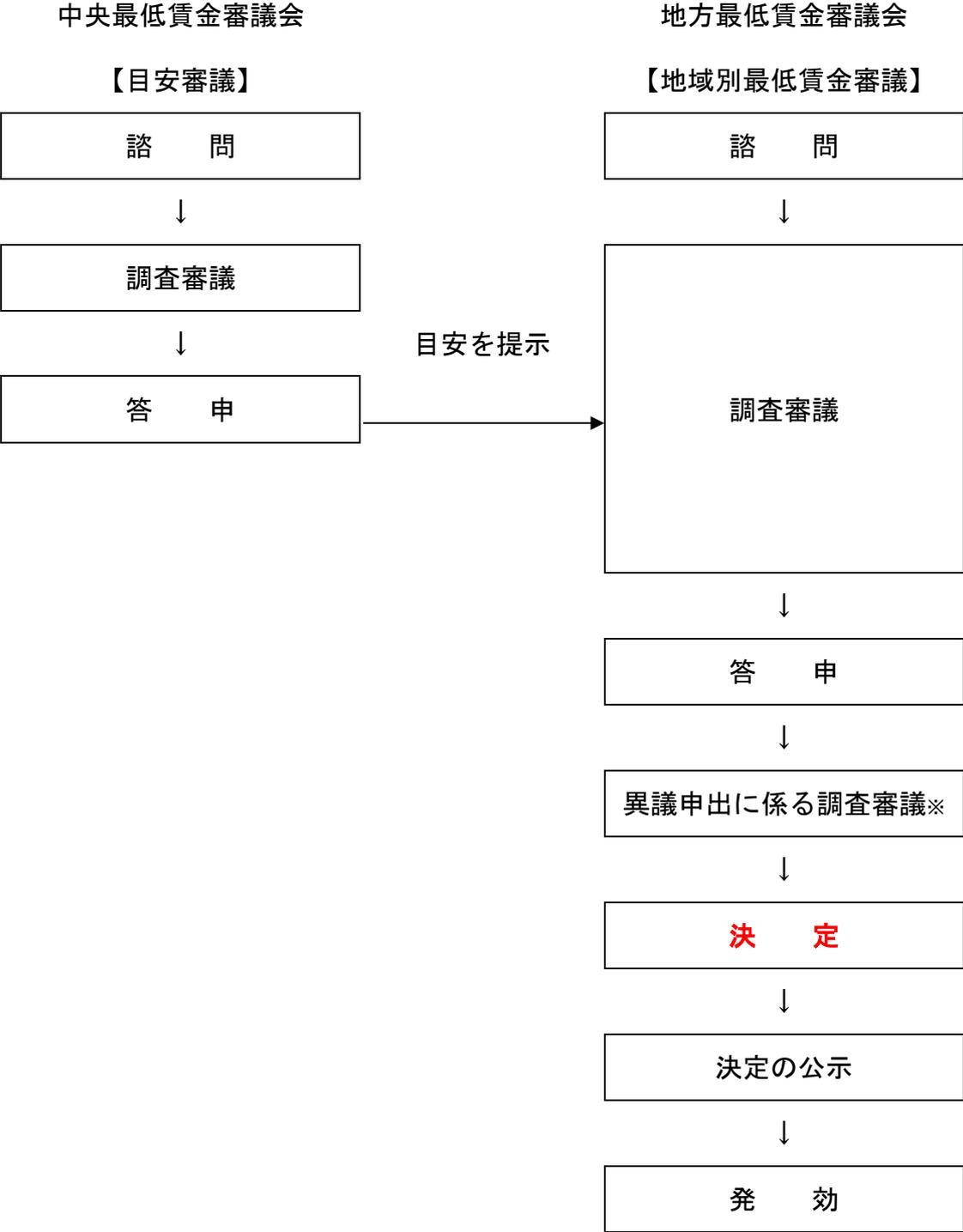
- 1 令和5年度審議日程
- 2 地域別最低賃金の改正手続の流れ
- 3 最低賃金法【抄】
- 4 大分県の最低賃金（地域別）の推移
- 5 令和5年度業務改善助成金のご案内

## 令和5年度審議日程

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容	
7月4日	火	14:00	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程	済
7月27日	木	13:30	専門部会	部会長選出、運営規程、 参考人意見聴取	済
8月1日	火	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問	済
8月1日	火	本審終了後	専門部会	金額審議（1回目）	済
8月3日	木	10:00	専門部会	金額審議（2回目）	済
8月7日	月	10:00	専門部会	金額審議（3回目）	済
8月10日	木	10:00	専門部会	金額審議（4回目）	済
8月10日	木	16:00	本審	答申：10月6日（金）発効	済
8月17日	木	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取	済
8月28日	月	10:00	本審	異議審議（8月10日答申分）	済
9月25日	月	13:30	特定最賃合同会議		
9月28日～ 10月24日			各部会	金額審議	
10月25日	水	13:30	本審	特定最賃答申：12月25日（月）発効	
11月10日	金	10:00	本審	異議審議	
3月5日	火	16:00	本審	意向表明	

\*上記日程は変更となる場合があります

### 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

**最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）【抄】****（地域別最低賃金の決定）**

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

**（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）**

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

**（地域別最低賃金の改正等）**

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

**（地域別最低賃金の公示及び発効）**

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

## 大分県最低賃金（地域別）の推移

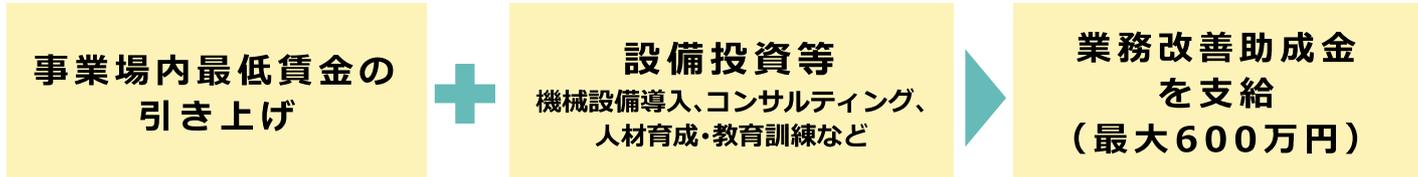
年度	額	時間額 (円)	引上額 (円)	発効年月日
	H14	606	1	H14.10.1
	H15	606	0	据え置き
	H16	607	1	H16.10.1
	H17	610	3	H17.10.1
	H18	613	3	H18.10.1
	H19	620	7	H19.10.20
	H20	630	10	H20.10.29
	H21	631	1	H21.10.1
	H22	643	12	H22.10.24
	H23	647	4	H23.10.20
	H24	653	6	H24.10.4
	H25	664	11	H25.10.20
	H26	677	13	H26.10.4
	H27	694	17	H27.10.17
	H28	715	21	H28.10.1
	H29	737	22	H29.10.1
	H30	762	25	H30.10.1
	R1	790	28	R01.10.1
	R2	792	2	R2.10.1
	R3	822	30	R3.10.6
	R4	854	32	R4.10.5
	<b>R5</b>	<b>899</b>	<b>45</b>	<b>R5.10.6</b>

※平成14年度から最低賃金額表示方式が日額・時間額併用方式から時間単価方式に変更

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

### 業務改善助成金とは？

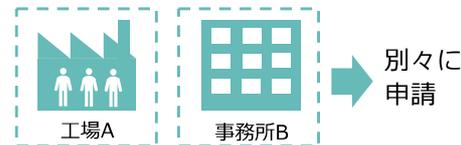
業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

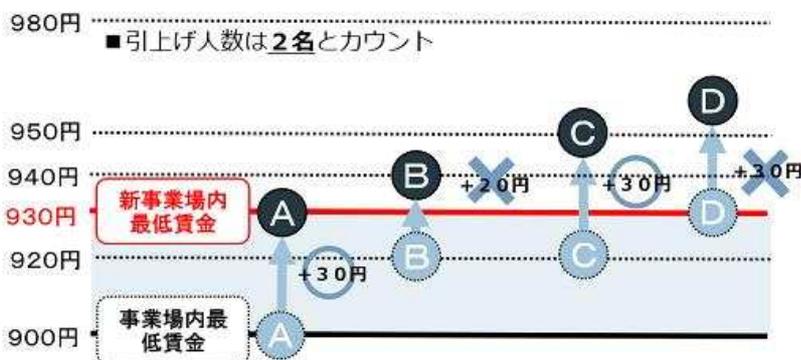
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



## 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## <事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を掲載しています。

**生産性向上のヒント集**

PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成） [PDF形式：7.312KB]

**生産性向上のヒント集**

PDF 生産性向上のヒント集（令和3月作成） [PDF形式：9.625KB]



#### 【業務改善助成金に関する事例】

### 事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

**課題と対応**  
利用者の離脱状態などが事務室からは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手配時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

**実施概要**  
利用者の離脱状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼ぶような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

**<導入前>**

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

**<導入後>**

削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

**さらなる工夫**  
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

**実施結果**  
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

**成果**  
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

**助成金活用のきっかけ** 県の介護事業担当部署からの提案

### 生産性向上のヒント集

検索

#### 業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業  
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

（※）蒸籠と木炭火を用いて調理を行う伝統調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

**導入前**

**導入後**

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

**さらなる工夫**  
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

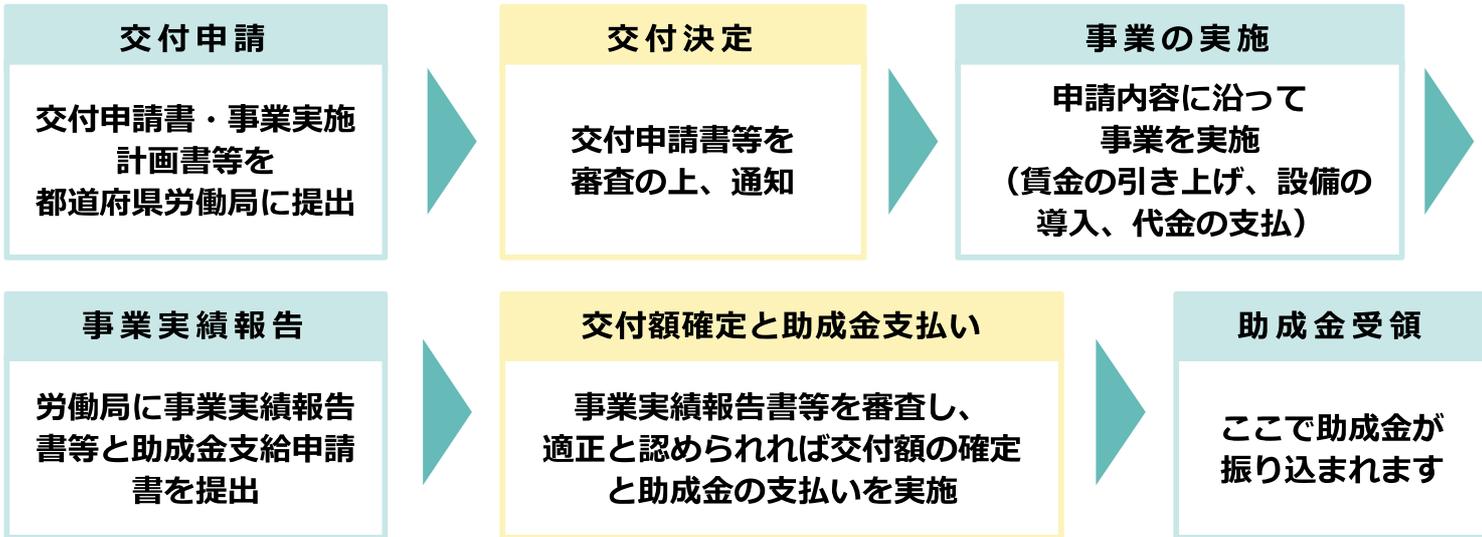
**実施内容**  
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

**成果**  
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

**助成金活用のきっかけ** 商工会のセミナーに参加

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### 昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です